

ポイントを集めながら、
健康も手に入れませんか？

令和8年度から
箕輪町健康ポイント事業が

リニューアル
します。

令和8年度 健康 ポイント事業



「健康ポイント」
1,000ポイント集めて
「みのちゃんポイント」
1,500ポイントと交換

参加対象者：18歳以上の箕輪町民または、町内就業している方

住民の皆さんの健康づくりを応援します！
健康診断・節酒・禁煙・運動に取り組んで、
健康ポイント 1,000 ポイントを集めましょう。

受付開始

令和8年

3月23日

月曜日

健康ポイント事業リニューアル

- 景品は「みのちゃんポイント」1,500ポイント
「みのちゃんポイント」は、みのちゃんカード加盟店でご使用いただけます。
- 景品交換にはみのちゃんカードが必要です。
景品は「みのちゃんポイント」1,500ポイントのみです。
みのちゃんカードをお持ちでない方は、カード作成をお願いします。
みのちゃんカードは、みのちゃんカード加盟店、または箕輪町商工会で作ることができます。

お問合せ先：箕輪町役場 健康推進課 健康づくり支援係 0265-79-3118（直通）

参加申込みから景品交換までの流れ

お申込み期間

令和8年

3月23日(月)から

令和9年

3月31日(水)まで

1

参加申込みをする



スマートフォン・パソコンから「**ながの電子申請**」で申込み

※スマートフォン・パソコン操作が不安な方は・・・

健康推進課4番窓口またはげんきセンターで職員と一緒に「ながの電子申請」で申込み

2

「健康ポイント記録用紙」を町ホームページから印刷

※用紙は健康推進課4番窓口またはげんきセンターでもお渡しできます。

3

健康づくりに取り組む → 「健康ポイント記録用紙」に記録する



4

健康ポイントが1,000ポイント貯まったら、 ながの電子申請で景品交換の申請。

「健診受診の領収書または結果」と「健康ポイント記録用紙」を写真に撮って添付。

申請お申込み期間：令和8年10月1日(木)～令和9年3月31日(水)まで

※スマートフォン・パソコン操作が不安な方は・・・

健康推進課4番窓口またはげんきセンターで職員と一緒に「ながの電子申請」で申込み

5

みのちゃんポイント1,500ポイントが付与される

(達成者全員 ポイント付与は令和9年4月中旬頃)

→4月以降町内のみのちゃんポイント加盟店のお買い物等に使えます！



【注意事項】

- ・申込み後は「健康ポイント記録用紙」を使用して事業に参加してください。
- ・翌年度へ健康ポイントの繰り越しはできません。
- ・景品交換は1年度1人1回のみです。
- ・健康ポイントは第三者に譲渡することはできません。
- ・みのちゃんカード1枚に景品付与できる回数は1年度に1回です。



お申込みはこちらから

お問合せ 箕輪町役場 健康推進課 健康づくり支援係 0265-79-3118 (直通)